

生物多様性広報キャラクター「タヨちゃんサトくんとなかまたち」利用規程

平成24年4月20日

1 趣旨

この規程は、生物多様性広報キャラクター「タヨちゃんサトくんとなかまたち」（以下本件著作物という）の利用に関し必要な事項を定めるものである。

2 管理事務

本件著作物の商標（商標登録出願中。整理番号：商願2011-58267）及びその著作権（以下本件著作物及び本件商標という）は環境省が保有し、管理事務は環境省自然環境計画課が行う。

3 禁止事項

本件著作物を利用する者は、9（1）～（12）に定める事項に抵触してはならない。

4 利用手続等

- （1）日本国政府、地方公共団体が利用する場合並びに報道を目的に利用する場合は、4（3）に定める、本件著作物及び本件商標の利用に関する手続を要しない。
- （2）本件著作物及び本件商標を利用しようとする者は、4（1）に該当する場合を除き、利用の14日前（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までに、4（3）に定める提出物を環境省自然環境局自然環境計画課長あてに提出し本件著作物及利用許諾を得るものとする。
- （3）提出物
 - <無償で利用する場合>
 - 「タヨちゃんサトくんとなかまたち利用届出書」（別紙書式1）
 - 企画書、最終利用形態もしくは、それに近いデザイン案、ラフ画
 - <有償その他、何らかの対価を伴って頒布利用する場合>
 - 「タヨちゃんサトくんとなかまたち利用承認申請書」（別紙書式2）
 - 企画書、最終利用形態もしくは、それに近い利用案
- （4）提出物に修正の必要がある場合は、指示に従い必ず修正した上で、利用するものとする。
- （5）届け出た内容、又は承認された内容を変更する場合は、変更の20日前（行政機関の休日を除く）までに環境省自然環境計画課長あてに、「タヨちゃんサトくんとなかまたち利用変更届出書」（別紙書式3）又は、「タヨちゃんサトくんとなかまたち利用変更承認申請書」（別紙書式4）を提出し、承認を受けなければならない。

5 成果物の提出

利用したときは速やかに作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて利用状況を報告しなけれ

ばならない。

6 本件著作物及び本件商標を利用する者の責務等

本件著作物及び本件商標を利用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。なお、環境省は本件著作物及び本件商標の利用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7 著作権の帰属

本件著作物及び本件商標を利用する者が、「タヨちゃんサトくんとなかまたちコンセプト及び利用の規程」（別紙）に定める事項に準じ、制作した全てのアートワーク、グラフィック・レイアウトその他これらに類するものに利用した本件著作物の著作権その他の権利が環境省に帰属することを認める。

8 本件著作物及び本件商標の利用承認の取消し

本件著作物及び本件商標を利用する者が、4(4)に定める本件著作物及び本件商標の修正指示に従わず、利用改善の要求に従わない場合には、環境省は当該利用者に対する利用承認を取り消すとともにも頒布物の回収、撤去することができる。なお、環境省はこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

9 生物多様性広報キャラクター「タヨちゃんサトくんとなかまたち」の利用に関する禁止事項

当該広報キャラクターについて、次の事項に該当する利用を禁止する。

- (1) 別添「タヨちゃんサトくんとなかまたちのコンセプト及び利用の規程」に反する利用の場合。
- (2) 本件著作物及び本件商標の目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する利用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 利用者が本件著作物及び本件商標の利用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益及び収益等を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて利用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして利用する場合。
- (8) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 利用者が実体の無い団体の場合。
- (10) 利用者が反社会的勢力もしくは、それに類する団体、企業、個人に関わりがある場合。
- (11) 本件著作物及び本件商標の利用と同時に、第三者の知的財産を侵害した著作権、商標、特許などを利用している場合。
- (12) その他、本規程の定めに適合しない場合。

10 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は環境省自然環境局自然環境計画課長が別に定める。

附則

本規程は、平成24年4月20日より施行する。

別紙

「タヨちゃんサトくんとなかまたち コンセプト及び利用の規定」

<送付先>

届出書又は申請書の提出先について、所定の書式に必要事項を記入の上、以下に送付して下さい。

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2 環境省自然環境局自然環境計画課

封筒には、「タヨちゃんサトくんとなかまたち利用届出書 在中」もしくは、「タヨちゃんサトくんとなかまたち利用申請書 在中」と朱書して下さい。

<申請留意事項>

ア 提出された書類、資料等は返却しませんのであらかじめ御了承下さい。

イ 本件著作物のデータファイル一式は、原則として、届出書又は申請書に記載された連絡先のE-mailアドレスに送信します。

E-mail アドレスをお持ちでない場合は、届出書又は申請書にCD-R及び返送用の封筒・切手を同封していただいた場合に限り、CD-Rにコピーして返送します。

なお、データファイルの形式は環境省が指定したものとします。あらかじめ御了承下さい。

以上